

# 平成26年度 第3回行財政改革推進本部会議要旨

日時：平成27年3月26日（木）

午前10時30分～

場所：庁議室

## [事前説明]

### 1 第三セクターについてのこれまでの経過

本市では、平成17年に「第三セクター等に対する関与方針」を制定し、第三セクターに対する点検評価を実施してきたところであるが、平成21年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、第三セクターの負債・債務を含めた将来負担比率の指標も加え、より一層の健全経営が求められることとなった。

本市では、新たに創設された「第三セクター等改革推進債」を活用し、平成23年度に石巻土地開発公社を解散した。また、平成25年4月には、第三セクターへの関与の在り方を見直すため、「第三セクター等に対する関与方針」を廃止し、新たに「第三セクターに関する指針」を策定し、財務諸表の経年比較やキャッシュ・フローの把握等、第三セクターの経営状況を確認する仕組みを新たに取り入れることとした。

この指針では、対象の9法人について、経営状況等を評価し、必要な場合は専門委員による評価検討を行う判断基準を設けている。

平成26年3月には「第三セクターに関する指針」により専門委員による評価検討が必要とされた3法人について、専門委員の意見・改革案をいただき、5月に市としての取組方針、7月には対象法人からの取組方針実施計画を受け、現在取組を行っている。

## [審議事項]

### 1 第三セクターの経営状況について

以下の第三セクターについて、設立経過、事業概要、経営目標、財務状況、及び法人に対する市の関与の考え方について、所管部局より説明。

- ① 公益財団法人石巻地域高等教育事業団
- ② 株式会社かほく・上品の郷
- ③ 一般社団法人おしかパブリックサービス
- ④ 公益財団法人慶長遣欧使節船協会
- ⑤ 一般社団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター
- ⑥ 株式会社街づくりまんぼう
- ⑦ 公益財団法人石巻市芸術文化振興財団
- ⑧ 石巻産業創造株式会社
- ⑨ 網地島ライン株式会社

## 2 専門委員による評価・検討の必要性について

指針に示す以下の判断基準に基づき、専門委員による評価・検討を要する第三セクターは次の3法人となる。

ただし、この3法人につきましては、平成26年3月に専門委員の意見・改革案をいただき、本年の7月に対象法人から取組方針実施計画の提出を受け、改革に向けた取組を行っており、引き続き改革に向け取り組んでもらうこととし、本年度は専門委員による評価検討は行わないこととする。

### 判断基準1

経営が悪化しているおそれのある法人（以下各号に該当した場合）

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること
- (2) 債務超過にあること
- (3) 累積欠損金があること
- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

### 判断基準2

設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人

### 判断基準3

他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

## 専門委員による評価・検討を要する第三セクター

判断基準	該当する第三セクター
判断基準1	(1) 網地島ライン株式会社
	(2) 網地島ライン株式会社
	(3) 石巻産業創造株式会社、網地島ライン株式会社
	(4) 公益財団法人石巻地域高等教育事業団
判断基準2	なし
判断基準3	なし

## [報告事項]

### 1 第三セクターの改革に向けた取組方針について

「第三セクターに関する指針」により抜本的改革に向けた取組が必要とされる以下の対象3法人について、本年7月に法人より提出された取組方針実施計画の取組状況について、所管部局より説明。

- ① 公益財団法人石巻地域高等教育事業団
- ② 石巻産業創造株式会社
- ③ 網地島ライン株式会社

### 2 行財政運営プランについて

東日本大震災の影響をはじめ厳しい環境にある本市の行財政を、復興期間中そして復興後も安定的に運営して行くため、行財政運営プラン策定基本方針に基づき、平成27年2月に「石巻市行財政運営プラン」を策定。

#### (1) 主な内容

##### ①策定目的

復興期間中及び復興後を見据えた、「安定的な行財政運営の基盤づくり」を目標とする。

##### ②基本目標

1. 人づくり・組織づくりの強化
2. 安定的な歳入の確保
3. 業務の効率化や見直しの推進
4. 公共施設の適正な管理・運営
5. 市民と協働で進める行財政運営

##### ③取組項目

5つの基本目標に基づく105の取組項目について実践をする。

##### ④計画期間

平成27年度から平成32年度（復興基本計画期間終了まで）の6年間とする。